

農事組合法人にかかる事業税について

地方税法第72条の4第3項により、一定の要件を満たす農事組合法人が行う農業に対しては、事業税が非課税とされています。

地方税法第72条の4（事業税の非課税の範囲）

第3項 道府県は、農事組合法人（農業協同組合法第72条の13第1項第1号に掲げる者以外の者を組合員とするものにあつては、政令で定めるもの（※）に限る。）で農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項各号に掲げる要件の全てを満たしているものを行う農業に対しては、事業税を課することができない。

（※政令）地方税法施行令第17条（法第72条の4第3項の農事組合法人）

法第72条の4第3項に規定する農事組合法人で政令で定めるものは、次に掲げる者の出資口数の合計が出資口数の総数の二分の一以下であり、かつ、第2号から第4号までに掲げる者の出資口数の合計が出資口数の総数の四分の一以下のものとする。

- 1 農業協同組合法第72条の13第1項第2号に該当する組合員
- 2 農業協同組合法第72条の13第1項第4号に該当する組合員
- 3 前号に掲げる者（法人である者に限る。）の代表者又は同号に掲げる者の代理人、使用人その他の従業者である組合員
- 4 前号に掲げる者以外の者で第2号に掲げる者から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持している組合員

※農事組合法人…農業協同組合法に基づき、農民が、組合員の農業生産についての協業を図ることにより、その共同の利益を増進することを目的として設立した法人（農業協同組合法第72条の4、第72条の32）

※一定の要件を満たしているかについては、下記により判定します。

- 1 構成員の要件
- 2 農業の範囲
- 3 農業に付帯する事業等に係る課税・非課税の判定

1 構成員の要件

- (1) 組員が農民（農業協同組合法第 72 条の 13 第 1 項第 1 号 に掲げる者）のみであるとき…OK
- (2) 組員が農民のみではないとき…下記《チェック表》のとおり

《チェック表》

農業協同組合法第 72 条の 13 第 1 項第 1 号に掲げる者（農民）以外の者を組員とするものは、政令で定めるものに限る。（地方税法第 72 条の 4 第 3 項）	出資総口数 口 (A)		
次に掲げる者の出資口数の合計が出資口数の総数の 1/2 以下であり、かつ、第 2 号から第 4 号までに掲げる者の出資口数の合計が出資口数の総数の 1/4 以下のもの（地方税法施行令第 17 条）	口数	計算	チェック
1 農業協同組合法第 72 条の 13 第 1 項第 2 号に該当する組員			
2 農業協同組合法第 72 条の 13 第 1 項第 4 号に該当する組員			
3 第 2 号に掲げる者（法人に限る）の代表者、代理人、使用人その他従業者である組員			
4 第 3 号に掲げる者以外の者で第 2 号に掲げる者から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している組員			
1～4 の口数計 (B) → (B) が (A) の 1/2 以下			
2～4 の口数計 (C) → (C) が (A) の 1/4 以下			
		かつ	
	(B)		
	(C)		

農業協同組合法 第 72 条の 13

農事組合法人の組員たる資格を有する者は、次に掲げる者（農業経営農事組合法人以外の農事組合法人にあつては、第 1 号に掲げる者）で定款で定めるものとする。

- 1 農民
- 2 組合
- 3 当該農事組合法人に農業経営基盤強化促進法第 7 条第 3 号に掲げる事業に係る現物出資を行った農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構をいう。）
- 4 当該農事組合法人からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又はその事業の円滑化に寄与する者であつて、政令で定めるもの

農業協同組合法施行令 第 40 条

法第 72 条の 13 第 1 項第 4 号の政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 1 当該農事組合法人からその事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受ける個人
- 2 当該農事組合法人に対するその事業に係る特許権についての専用実施権の設定又は通常実施権の許諾に係る契約及び新商品又は新技術の開発又は提供に係る契約並びにこれらに準じて当該農事組合法人の事業の円滑化に寄与すると認められる農林水産省令で定める契約を締結している者

(注) 事業税の課税所得がある農事組合法人でその従事する組員に対し俸給、給料、賃金、賞与、その他これらの性質を有する給与を支給するものは、普通法人の税率となります（地方税法第 72 条の 24 の 7 第 5 項第 1 号かつこ書）。（法人税においても同様です。）

2 農業の範囲

農業とは、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）の「大分類 A－農業、林業」
「中分類 01－農業」から次のものを除いたものをいいます。

- ・ 012 畜産農業……酪農業・肉用牛生産業・養豚業・養鶏業・畜産類似業・養蚕農業・
その他畜産農業
- ・ 013 農業サービス業…穀作サービス業（ライスセンター・農耕サービス等）野菜作・
果樹作サービス業（共同選果・選別場等）・穀作、野菜作、果樹作
以外の耕種サービス業・畜産サービス業
- ・ 014 園芸サービス業…園芸サービス業

※付帯事業・その他収入など一部の収入（例：受取利息・配当金）については課税対象となる場合があります。詳しくは、別紙 1 記載要領を参照してください。

3 農業に付帯する事業等に係る課税・非課税の判定

付帯事業収入が農業収入の 2 分の 1 を超えないときは非課税になりますので、別紙 1
「一定の要件を満たす農事組合法人が行う農業に付帯する事業等に係る課税・非課税の判
定計算書」により判定してください。※付帯事業を行っていない場合も提出してください。

4 非課税分の所得金額の計算

所得等課税事業と非課税事業とを併せて行う法人の納付すべき事業税額は、原則として
各事業部門毎にそれぞれ課税標準額及び税額を算定します。共通経費等の区分の困難なも
のについては、別紙 2 「一定の要件を満たす農事組合法人の非課税所得計算書」により算
出してください。

(参考) 地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）

4の8の4 所得等課税事業と非課税事業とを併せて行う法人で共通経費等の区分の困難なもの
については、便宜上これをそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によって
あん分して算定するものとする。また、その経理を区分することが困難であるものにつ
いては、それぞれの事業を通じて算定した付加価値額の総額又は所得の総額若しくは欠損金
額若しくは個別欠損金額をそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によっ
てあん分してそれぞれの事業に係る付加価値額又は所得を算定することが適当であること。

5 添付書類

一般的な法人が申告書に添付する書類以外に、次の書類の添付をお願いします。

- ・ 「所得金額に関する計算書」（第 6 号様式別表 5）
- ・ 別紙 1 「一定の要件を満たす農事組合法人が行う農業に付帯する事業に係る課税・
非課税の判定計算書」（※付帯事業を行っていない場合も提出してください。）
- ・ 別紙 2 「一定の要件を満たす農事組合法人の非課税所得計算書」
- ・ 貸借対照表及び損益計算書
- ・ 雑益、雑損失等の内訳書
- ・ 法人税申告書の別表 4（写）
- ・ 農地法関係事務処理要領（様式例第 5 号の 1）「農地所有適格法人報告書」（写）

※「農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額」「農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額」がある場合は、非課税所得を算出する収入按分計算にご注意下さい（別紙2計算書を参照してください。）

～農業経営基盤強化準備金の経理の例～

経営所得安定対策の交付金（例：収入減少影響緩和対策交付金）の交付を受けて、これを農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、これを損金に算入、または、税法上損金に算入した場合と同様の効果を得ることができます。

【交付金の交付を受けたときの仕訳例】

（借）現金預金 ×××／（貸）〇〇交付金 ×××

○積立時の2つの経理方法

農業経営基盤強化準備金の経理方法には、①損金経理（引当金経理）による方法と②剰余金処分経理による方法とが認められています。

①損金経理（引当金経理）による方法

【仕訳例】

（借）農業経営基盤強化準備金繰入額 ×××←特別損失（損益計算書項目）
／（貸）農業経営基盤強化準備金 ×××←固定負債（貸借対照表項目）

※農業経営基盤強化準備金繰入額は費用になりますから、利益が減少します。

②剰余金処分経理による方法

【仕訳例】

（借）繰越利益剰余金 ×××←（貸借対照表項目）
／（貸）農業経営基盤強化準備金（任意積立金） ×××←（貸借対照表項目）

※繰越利益剰余金を農業経営基盤強化準備金（任意積立金）に振り替え

※農業経営基盤強化準備金（任意積立金）は経費になりませんから、利益は減少しませんが、法人税法上損金算入できます。

※準備金：将来見込まれる多額の支出や損失の発生に備えて準備金勘定として貸借対照表の純資産の部に積み立てる金額。会計上は、費用処理することは適当でなく、利益処分の経理を行います。

ただし、税法上は、一定の準備金について、損金算入を認めています。